

杉並区における今後の協働の取組方針

区は、平成 24 年 8 月、「新たな協働のあり方」について、区としての基本的な考え方を取りまとめ、これを杉並区 N P O 等活動推進協議会(以下「協議会」という。)に提示し、具体的方策等の検討を依頼した。協議会では、検討部会を設けて精力的な検討が重ねられ、過日、その検討結果が意見書として区に提出された。

協議会では、「地域の課題を地域で解決していくためには、地域の中で活動している区民や N P O 法人、地域団体等が主体的に考え、区や他の多様な団体等と共通の目的を持って相互に連携・協力しながら活動していくための環境や仕組みの整備が欠かせない。」「参加と協働による地域社会を実現するためには、地域の多様な活動主体が情報を共有し、それぞれの活動について交流を図るなど、多様な主体がつながることを重視した『杉並らしい協働の取組』を推進していく。」ことが必要とした上で、具体化に関する意見をまとめている。

現在、区民ニーズは、福祉・教育・防災・地域経済・まちづくりなどのあらゆる分野で複雑かつ多様化しており、その解決のためにはこれらの分野における多様な力の結集を必要としている。そこで、区としては、「協働」の概念をこれまでの「一つの団体と区との関係」だけでなく地域団体同士の取組を含めて捉え直し、区と地域活動団体、或いは地域活動団体相互がその課題を共通認識した上で、課題の解決に向けた協議のプロセスを十分に担保した協働の新たな展開に向けて、その仕組みづくりを推進していくこととする。

そのために、これまでの協働のあり方の幅を広げ、一つの地域活動団体だけでなく、中間支援機能を充実させる中で多様な担い手が連携・協力しながら地域の諸課題を解決していけるよう、次の具体的方策に取り組んでいく。

1 中間支援機能の充実・強化

(1) 協議会の主な意見

区が示した「新たな協働のあり方」で強く求められる中間支援機能とは、区民の多様な活動を結びつける役割を担い、地域活動団体や地縁組織等相互の協働の取組を支援することである。

中間支援機能を担う「すぎなみNPO支援センター(以下「支援センター」という。)」は、NPO支援基金、地域人材の育成、協働提案制度などへの関わりを通して、もっと多様な地域活動団体相互の交流、協働への支援に取り組むべきである。

また、区は、地域活動団体の情報収集やネットワーク化及び地域区民センター協議会の協働事業を推進するとともに、杉並ボランティア・地域福祉推進センターなど他の中間支援機能同士の交流・連携を図り、支援センターの活動を支援することが必要である。

区には、こうした中間支援機能・役割を十分に果たせるよう、支援センターの組織体制を強化することを求める。

(2) 区の取組の方向性

区が委託している支援センターは、現在、NPO法人等の団体設立や運営に係る相談や支援が主な業務となっている。しかし、今後はそうした機能だけでなく、NPO支援基金の活用や地域人材の育成、協働提案制度の運用にも積極的に関わるとともに、協働を推進するための中間支援機能の核として、地域活動団体の情報収集や団体相互の交流、連携等の拠点となるプラットフォームの機能・役割を発揮していくことが求められている。

こうした期待に応え得る支援センターとしていくため、支援センターの組織や運営体制について改めて区として検討を行い、平成26年度を目途に、今後の体制を再構築していく。

また、平成25年度については、NPO支援基金、地域人材の育成、協働提案制度の充実を図る中で、支援センター業務に必要な機能を付加していくとともに、地域活動団体の情報収集及び他の中間支援機能を担う組織同士のネットワーク化の構築を行うなど、支援センターの機能強化につながる取組を実施していく。

(3) 今後の取組内容

【すぎなみNPO支援センターの組織体制の再構築】 **重点**

今後の協働を推進していく上で、支援センターの役割の拡大と機能の強化が期待されていることから、支援センターの組織・運営体制を見直し、協働の新たな展開の要としてその力を存分に発揮できる組織とするため、庁内に検討組織を設置して精力的に検討を進め、平成26年度から新体制による中間支援組織として活動を展開する。

【支援センター機能の充実・強化】

これまでの支援センター業務に加え、NPO支援基金の理解促進や「すぎなみ地域大学」等の修了生への支援、協働提案制度における協議のプロセスの充実に係る一定の役割を担うなど、支援センター機能の充実・強化を図っていく。

【(仮称)中間支援組織ネットワーク会議の創設】

現在、区、支援センター業務受託者及び杉並ボランティア・地域福祉推進センターで行っている連絡調整会議を発展させ、他の中間支援機能を担う組織を含めた「(仮称)中間支援組織ネットワーク会議」を新たに設置する。

【地域活動団体の情報収集・ネットワーク化の推進】

支援センターと地域区民センター協議会の事務局長を兼務している地域担当副参事との連携のもと、地域活動団体の情報収集・ネットワーク化を推進し、地域の特性にあわせた協働の取組を進めていく。

2 NPO支援基金の役割・仕組みの見直し

(1) 協議会の主な意見

NPO支援基金への寄附向上のためには、助成事業のチェックや視察、公開ヒアリング、公開報告会の開催等により、助成事業を広く寄附者・区民に周知し理解を深めていくことが重要であり、将来的には、寄附者が具体的に寄附したい事業を指定できるよう、ポータルサイトの導入の可能性について検討することが必要である。

現在の基金は、助成対象をNPO法人のみとし、その活動を直接的に支援する目的で設置されている。また、NPOは、高齢者がボランティアで行うものというイメージが一部の区民に見られる。そこで、今後は、若い世代が代表のNPO法人による若者就労支援やコミュニティビジネス活動支援、「すぎなみ地域大学」等の修了生による活動のスタートアップ支援、NPO法人と他の団体との協働支援に拡大するなど、活用方法の見直しが必要である。

あわせて、民間を含め他の助成制度の環境が整ってきたことや、条例によるNPO法人個別指定制度(*)との関係性の検討を踏まえながら、NPO支援基金については、抜本的な見直しを行う時期に来ていると考える。

* 条例によるNPO法人個別指定制度：自治体が条例でNPO法人を個別に「指定」することで、「指定」を受けたNPO法人に個人が寄付をした場合、寄付者が個人住民税の税額控除を受けられる制度。

(2) 区としての取組の方向性

NPO支援基金は、区民の寄附を通してNPO法人が行う地域の公益的な活動を支援する制度である。このNPO支援基金に対する区民の賛同を得るためには、基金による助成の仕組みや効果についての透明性を向上させることが必要であり、その取組の一部を支援センター業務として位置づけ、実施可能なものから取り組んでいく。

また、これまでの基金からの助成については、新規の取組を重視したNPO法人の活動を対象とし、自立した活動への展開を求めることに主眼を置いた制度として運用されており、協働の推進という観点からは発展性に乏しいことが課題となっている。

そこで、協議会の意見を踏まえ、これまで対象としてきた基金助成事業に加え、これからの地域活動を担っていく若い世代の育成や地域の課題を解決

する協働の取組を支援する観点から対象範囲を拡大するとともに、助成を受けた団体同士の交流の機会をつくっていく。

条例によるNPO法人個別指定制度との関係やポータルサイトの導入については、今後の課題としてさらに検討を進めていく。

(3) 今後の取組内容

【NPO支援基金の理解促進】 **重点**

区と支援センターが連携し、基金助成事業の公開ヒアリング、助成事業の視察及び公開報告会を開催し、情報の発信や事業の透明性の向上を図ることにより、NPO支援基金に対する寄附増につなげていく。あわせて、助成事業の視察の機会などを活用し、他の助成団体も参加できるようにすることにより、新たなマッチングの機会としていく。

【NPO支援基金助成の対象範囲の拡大】 **重点**

これまでの助成対象に加え、若い世代が代表であるNPO法人の活動や「すぎなみ地域大学」等の修了生による団体活動のスタートアップ、NPO法人が他の団体と協働で取り組む活動をNPO支援基金の助成対象としていく。

【条例によるNPO法人個別指定制度導入の検討】

条例によるNPO法人個別指定制度について、他自治体の導入事例の調査・研究を重ねながら問題点や課題を整理し、導入の意義等の検討を引き続き行った上で、今後の方向性を定めていく。

あわせて、ポータルサイトの導入やNPO支援基金のあり方についても引き続き検討していく。

3 地域人材の育成機能の充実

(1) 協議会の主な意見

区の人材育成施策である「すぎなみ地域大学」、「すぎなみ大人塾」などの修了生を、地域活動につなげる仕組みや組織づくりの支援が十分ではない。また、地域には地域活動への意欲を持ち、豊富な技術や経験を持ちながらも具体的な活動に結びついていない区民が存在している。

区の組織・財政運営の仕組みをはじめ、町会・自治会や商店会など既存の地域団体等の基礎的な知識とともに、団体相互に活動状況を捉える事ができるようなプログラムや活動の質向上に向けた実践的なステップアップ講座、大学生など若い世代を含む幅広い世代が地域活動を実践できるプログラムを企画していく必要がある。

また、「すぎなみ地域大学」には、地域に潜在化している人材の交流や情報共有の場としての機能を付与するとともに、多様な世代がより参加・受講しやすいよう、「すぎなみ地域大学」の運営を他に委ねる方策を検討する必要がある。

支援センターは、人材育成の段階から関わり、修了生の地域活動へのフォローだけでなく、修了生による組織の立ち上げや、その後の活動支援を行う役割を担うことが求められている。

(2) 区としての取組の方向性

「すぎなみ地域大学」では、現在もあらゆる世代の社会参加・地域貢献の意欲に応えるために、区と支援センターが連携して地域活動実践者同士の交流会や実践的なステップアップ講座を実施しているところである。

そうした中で平成 25 年度は、特に若い世代をターゲットとして、地域活動や社会参加に向けた導入プログラムなどの企画講座を実施していく。

また、地域活動をしている人同士の交流の機会創出を「すぎなみ地域大学」の役割に取り入れるとともに、地域人材育成プログラムの修了生や既に地域で活動している団体等への活動支援のプログラムを実施していく。

さらに、これからの地域人材の育成機能の充実策を検討するとともに、今後の「すぎなみ地域大学」の役割や運営のあり方についても、引き続き検討していく。

(3) 今後の取組内容

【若い世代を意識した講座運営】 **重点**

平成 25 年度からは、現在も実施しているコミュニティビジネスセミナーや地域貢献ビジネスセミナーを若い世代も受講しやすくなるよう、時間・場所・実施回数など、工夫して企画運営を行っていくこととする。あわせて、区内大学や杉並区就労支援センターなどとも連携しながら、インターンシップなど、地域活動やコミュニティビジネスを実体験できるプログラムの導入に向けて必要な調整を進め、可能なものから実施していく。

【地域における協働の取組支援】

地域活動のきっかけとなるプログラムを充実させるとともに、地域活動をこれから始めようとする者と地域活動実践者との交流の機会を「すぎなみ地域大学」で実施する。

【実体験重視のステップアップ講座の設定】

地域活動団体の継続的・発展的な運営を図るため、多様な地域活動について体験が行えるよう、団体相互のメンバー交流を図る研修など、座学とならない講座を設定する。

また、団体活動のステップアップをしようとしている人たちに必要となる講座のあり方について、調査研究していく。

【「すぎなみ地域大学」等の修了生への支援】

支援センターにおいて、「すぎなみ地域大学」等の人材育成プログラムの修了生による組織の立ち上げなど、地域活動の円滑な実施に必要な支援をしていく。

【地域人材の育成方策と運営主体の検討】

これからの地域人材の育成方策や「すぎなみ地域大学」の役割・運営のあり方について、総合的に検討を行い、具体化に向けて取り組む。

4 新たな「協働提案制度」の実施

(1) 協議会の主な意見

これまで区が実施していた協働事業提案制度や民間事業化提案制度は、当該課題を担当する部署と事前に協議を行うプロセスが不足し、課題についての共通理解も不十分で、提案すること自体のハードルが高かった。協働は、単に区からの委託だけでなく、地域の課題を共有することから協働の始まりであって、課題や目的の共通認識の上に、協議のプロセスを踏まえることが重要である。

そこで、新たな「協働提案制度」は、区が委託することを前提としないで協働すべき地域の課題を共有する機会と捉え、課題についての共通認識を図った上で解決策を探りながら、具体的な取組方法などを協議していく仕組みの導入が必要である。

提案にあたっては、区や地域から様々なパターンで実施できるものとし、支援センターへの事前相談を前提にするなど、提案内容の調整、協議のプロセスを重視した制度として再構築する必要がある。

区との協働を内容とする提案については、区の調整窓口を通した協議を行い、その提案については外部の評価を受ける仕組みを導入するべきである。

(2) 区としての取組の方向性

協働を進めていくためには、相互に地域の課題に対する共通認識を十分に図り、相手の立場を理解しながら解決策を考える過程が欠かせない。そこで、課題を共有するための事前協議を重視した仕組みを取り入れ、新たな「協働提案制度」として再スタートすることとする。

あわせて、地域活動団体が円滑に制度を利用できるよう、「すぎなみ地域大学」において「(仮称)協働提案制度実践講座」を実施する。

区との協働を内容とする提案については、外部委員による評価を踏まえることとする。

なお、外部委員において、実施結果について必要な検証を行い、平成 26 年度からの「協働提案制度」の本格実施(平成 27 年度以降の事業実施)に備えていく。

(3) 今後の取組内容

【協働提案制度の平成 25 年度試行実施・検証】 **重点**

制度の具体的な枠組みを早期に整理し、平成 25 年度に「新・協働提案制度」を試行的に実施する。その際、協働推進課を区の調整窓口とし、関係課との円滑な調整ができるようにする一方、地域活動団体との事前相談の役割を支援センターの業務として位置づけ、協議のプロセスを確保した仕組みとして整えていく。外部委員には協議会の委員を充てるとともに、平成 25 年度の試行実施の結果について、協議会において評価・検証を行う。

< 流れ >

制度の試行実施の際には、まず解決すべき地域の課題を明確に捉えることとし、提案募集にあたっては、区から地域の課題を提示することができるものとする。

提案を行おうとする団体は、まず、支援センター窓口に事前相談をすることとする。支援センターでは、提案内容の整理と適切な協働の相手先の相談やファンド活用の助言を行うなどの支援をする。

区との協働を提案する場合は、区の窓口である協働推進課と、公益性や効果性・実現可能性などを調整した上、提案を予定する団体と区の関係部署が相互に、課題のすり合わせを行う事前協議の場を設定する。

その結果、協働することにより区のサービスの質の向上につながると、両者で確認できた場合には、提案団体が協働提案書を作成する。

区との協働を提案するものについては、原則として、提案団体と関係部署が外部委員の評価を受けるためのプレゼンテーションを行うこととする。

外部委員において、区との協働が適当と評価された提案は、基本的に平成 26 年度の事業実施に向けた具体的な協議を進め、最終的に事業化が適切と判断した場合、必要な予算措置等とともに協定等の手続きを行う。なお、他の地域活動団体との協働が相応しいと判断されたものについては、支援センターが必要なマッチング支援を行う。

【協働提案制度の円滑な実施策】

「新・協働提案制度」を円滑に実施するため、「(仮称)協働提案制度ガイドブック」の作成、「すぎなみ地域大学」における「(仮称)協働提案制度実践講座」の実施、地域活動団体及び区職員への説明会などを実施する。

5 庁内推進体制の確立

(1) 協議会の主な意見

協議会からの意見を踏まえ、区は実施可能な取組から段階的に施策化し、中間支援機能の核となる支援センターの組織体制について十分に検討するとともに、職員研修をはじめ協議のプロセス重視の取組態勢、さらには全庁的な協働推進組織の設置など、庁内推進体制の確立を要望する。

(2) 区としての取組の方向性

協働の新たな展開に向けた取組を全庁的に推進する体制を速やかに整え、平成 25 年度を「協働の新たな取組元年」として、全庁をあげて協働の担い手となる職員の育成と意識改革を図るなど、組織風土の改革に取り組んでいく。

(3) 今後の取組内容

【杉並区協働推進本部の設置】

平成 24 年度に、政策経営部を担任する副区長を本部長とする「杉並区協働推進本部」を、次のとおり設置する。

< 所掌事項 >

- 協働の総合的な推進に関すること。
- 協働に係る施策の調整に関すること。
- その他協働に関する重要事項

< 構成 >

本 部 副区長、教育長、部長、担当部長、室長、産業振興センター
所長、教育委員会事務局次長及び中央図書館長

幹事会 区民生活部長、行政管理担当課長、経理課長、人材育成課長、
協働推進課長、各部庶務担当課長及び本部長が指名する者

事務局 協働推進課、企画課

なお、個別具体的な方策等については、別途部会を設けて検討する。

【すぎなみ『協働ガイドライン(指針)』の改訂】

平成 24 年度中に「すぎなみ『協働ガイドライン(指針)』」の改訂を行う。

【職員研修と説明会の実施】

平成 25 年度から区が実施する職員研修の中に「協働」の項目を新たに設定するとともに、全職場を対象にした説明会等を実施する。

主な取組スケジュールについて

項目		年度		24年度	25年度		26年度	27年度
		1～3月	上半期	下半期				
1	中間支援機能の充実・強化			すぎなみNPO支援センターの組織体制の再構築	新組織体制準備		新組織体制による運営	
						支援センターに企画スタッフを配置し制度運営 (仮称)中間支援組織ネットワーク会議の開催等		
2	NPO支援基金の役割・仕組みの見直し			NPO支援基金助成対象範囲の拡大	新助成事業の実施と助成内容の透明性確保 (公開ヒアリング、現地視察の実施、公開報告会等)			
				個別条例指定制度の検討			ポータルサイト導入の検討	
3	地域人材の育成機能の充実			プログラム・講座の企画	新プログラムの実施			
					ステップアッププログラムの調査・研究			
					修了生の活動支援			
				地域人材育成の方策等の検討				
4	新たな「協働提案制度」の実施			制度試行の準備	制度の試行実施・検証 ・事前相談、事前協議 ・評価 ・事業化協議 ・試行の検証		本格実施	
5	庁内推進体制の確立			協働推進本部の設置・部会設置・運営				
					説明会・職員研修等の実施			